

三大都市圏

東京圏

名古屋圏

大阪圏

から

テレワークで

新潟市に移住すると



最大

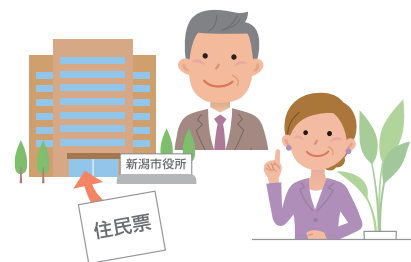
交付

50万円

①～③の全て満たすこと

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、三大都市圏に在住**していたこと。



② 本市に関する要件

- 申請時において、本市に転入後**6か月以内**であること。など

※申請日から1年以内に本市から転出した場合、特別支援金（テレワーク移住）の**全額返還が求められます。**

③ テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住**した場合であって、**本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う**こと。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、**所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない**こと。



<支援額>

2人以上
世帯の場合

50万円

単身の場合

30万円

【申請受付期限】

予算に限りがあります
早めの申請をお願いします

令和7年 3月15日まで

※新潟市に転入後6か月以内。



事業の詳細・申請様式の
ダウンロードはこちらから

三大都市圏 東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川
名古屋圏：岐阜、愛知、三重 大阪圏：京都、大阪、兵庫、奈良

ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく「移住支援金」の交付を受けた者は、特別支援金（テレワーク移住）の交付を受けることができません。